

地方公務員の共済制度

地方公務員の共済制度は、社会保障制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の皆さまの生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられています。

また、共済組合の事業をより充実・補完することを目的に、一般社団法人山形県市町村職員互助会（以下、「互助会」といいます。）が設けられ、健康推進や健康生活を支援する各種事業を行っています。

地方公共団体の職員となった日から、本人の意思にかかわらず共済組合の組合員となり、同時に互助会の会員となります。

共済組合及び互助会事業

共済組合及び互助会は、組合員（会員）が互いに助け合って、相互の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的につくられた制度で、次の事業を行っています。

【共済組合が実施する事業】

- ◆短期給付事業
- ◆長期給付事業（短期組合員は適用外）
- ◆福祉事業



【互助会が実施する事業】

- ◆医療給付事業
- ◆安心生活支援事業
- ◆ライフアップ事業
- ◆健康生活支援事業
- ◆健康推進事業

※各事業の詳細は、「令和5年度共済組合・互助会ガイドブック」又は当ホームページをご覧ください。